

R 6 年度 5 月利用申請時より実施
保護者が育児休業中の児童を育成センターで受入れ（確定版）

《利用要件》

- ①【親の産後休暇を要件に育成センターを利用している児童】
親が引き続き「育児休業」を取得する場合（全学年対象）
- ②【親の産後休暇又は育児休業を要件に、新 1 年生となる前月末日まで
保育所等を利用していた児童】
親が引き続き「育児休業」を取得する場合（新 1 年生およびその兄弟児が対象）

※①・②共に、

- 1 次募集・2 次募集終了後の 5 月利用分から、空きがある場合に入所可能
（空きがない場合は待機することが可能）
- 保護者の出産日から起算して 1 年を経過する日が属する年度の末日まで利用可能
（保育所に準ずる）〔②は実質、当年度限り〕
- 他自治体で保育所及び学童保育を利用していた児童の継続利用を含む

《待機について》

- ・ 保護者が育児休業中の児童が利用中に待機が発生した場合、その待機要件が「育児休業」以外の場合、保護者の育児休業を要件に入所している児童は、待機が発生した月の翌月末に退所することを条件とする。但し、その時点で待機が解消されている場合は、この限りでない。
- ・ 保護者が育児休業中の児童間で待機順位を定める必要がある場合は、「西宮市立留守家庭児童育成センターの利用に関する事務取扱要綱 育成センター利用基準表（別表 3～別表 5）」に基づき順位を決定
- ・ 保護者が育児休業中の児童が待機中に、通常申込（保護者が就労等）があった場合、通常申込を優先する
上位）通年 → 通年急遽（→ 長期休業 → 長期休業急遽）→ 育児休業（下位

《提出書類について》

- ・ 出産日が記載された「母子手帳の写し」
- ・ 育児休業中とわかる「勤務証明書」
- ・ 育児休業中以外の保護者の利用要件を確認する書類（就労の場合は勤務証明書）
※産前産後からの利用で変更がない場合は提出不要